

食安発0801第2号
平成26年8月1日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長 〕

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公 印 省 略)

食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域について

牛の脊柱については、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 B 食品一般の製造、加工及び調理基準の8の規定により、牛海綿状脳症の発生国又は発生地域において飼養された牛であっても、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第11条第1項に規定する食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域で飼養された月齢が30月以下の牛については、規制の対象から除かれているところである。

また、これらの国等については、「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令並びに食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(平成25年2月1日付け食安発0201第5号)」第4の2の(2)で示していたところであるが、今般、ポーランド産牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価の結果等を踏まえ、我が国を除く食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域の一覧を別紙のとおり整理したので、その運用に遺漏なきよう取り計らわれない。

(別紙)

アイルランド、アメリカ合衆国、オランダ王国、カナダ、フランス共和国、ポーランド